

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年四月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>所沢狭山線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>狭山市大字南入曾字堂ノ前原五五三番四 地先から同市大字南入曾字堂ノ前原五五三 番五地先まで（ただし、関係図面に表示す る部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年四月十七日</p>
<p>備 考</p>	<p>歩道整備事業による。 平成三十年一月二十六日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第三 号で告示した道路予定区域の一部 供用開始及び平成三十年四月十七 日埼玉県川越県土整備事務所長 告示第六号で告示した道路予定区 域の供用開始である。 延長二一・〇〇メートル</p>